

南丹市管理道路・河川等清掃経費補助金制度について

南丹市 土木建築部 建設整備課

1. 制度の趣旨

本制度は市民の皆様自らが地域における快適で美しい住環境の創造と景観の向上を図るため、南丹市が管理する道路や河川、公園等の清掃活動を実施いただく際、その活動に要する経費の全部又は一部を補助する制度です。

2. 対象となる団体

補助の対象となる団体は、構成員5人以上の団体で基礎的な日常生活圏域として一体性をもっている範囲で活動する団体とします。

具体例としては、行政自治会、PTA及び子供会、老人クラブ、女性会、青年団等を対象団体として想定しています。

3. 対象となる事業

皆様の身近にある市管理道路・河川・公園・法定外公共用物等の美化の向上につながる清掃活動等を対象とします。具体例としては、南丹市が管理する道路の側溝清掃作業や道路・河川及び公園敷地の除草作業等を対象としています。

ただし、ボランティア保険等に加入いただいてから作業を実施していただくことを原則とさせていただきます。

(注) 次のような事業は対象外とします。

- ① 南丹市が管理する施設でないもの（国や府の管理施設等）
- ② 南丹市が主催する清掃活動やイベント開催前後に行われる周辺の清掃活動等
- ③ 他の補助制度の対象となっている場合

4. 対象となる経費

補助の対象となる経費は上記清掃活動を実施するために必要となる経費（消耗品費、燃料費、保険料、委託料（作業の一部を民間事業者等へ委託したものに限る。）及び借上料（必要な機械を民間事業者等から借り上げたものに限る。））とします。

具体的には参加者に対するボランティア保険掛金、草刈機等の燃料代、軍手・お茶・ゴミ袋・鎌・草刈機の刃等の消耗品費、草刈機等の作業委託費や借上料等を対象とします。

(注) 次のような費用は対象外とします。

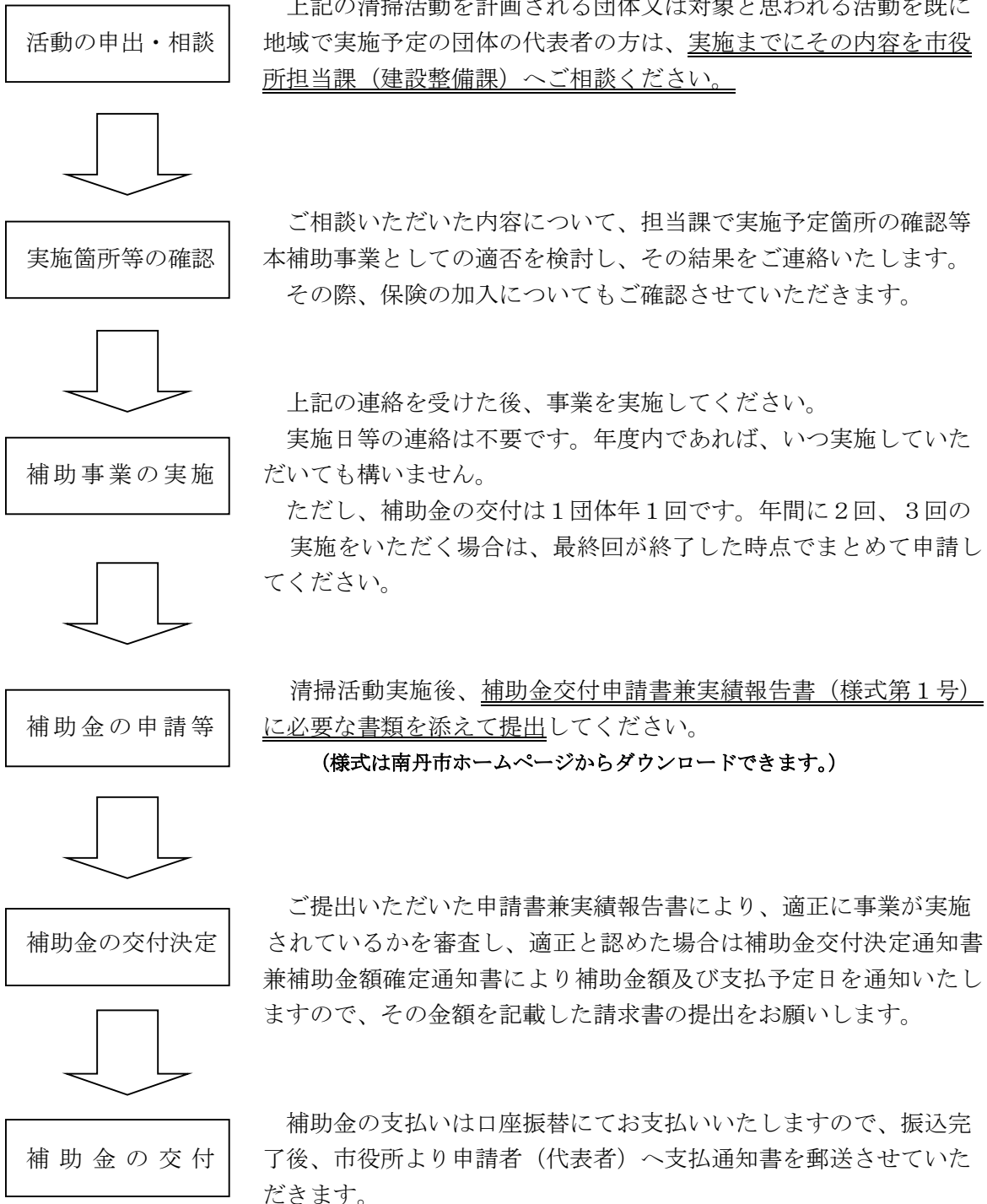
- ① 草刈機等の備品
- ② 熱中症予防等安全上必要な飲料（お茶、スポーツ飲料等）以外の飲食物
- ③ 全ての作業を民間事業者等に委託した場合

5. 補助金の額

補助金の額は、参加者1人あたり500円を基本とし、年1回限り、上限額は2万5千円（1団体50人まで）とします。

ただし、清掃活動に要した経費が基本額（500円×参加者数）に満たない場合は、その経費相当額（100円未満切捨て）を補助金額とします。

6. 申請手続き等



以上が制度の概要です。

なお、本補助事業は単年度事業です。次年度以降に同事業を実施される際も同様の事務手続きをお願いします。

また、予算の関係上、事業計画がある場合はお早めにご相談いただきますようお願いいたします。

□制度に関する問い合わせ先

土木建築部 建設整備課 TEL0771-68-0051